

令和8年度パラスポーツ振興事業 普及・啓発事業
パラリンピック教材の普及に関する業務委託

募 集 要 項

2026年4月7日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
日本パラリンピック委員会

募集要項

1. 委託業務名

「令和8年度パラスポーツ振興事業 普及・啓発事業 パラリンピック教材の普及」に関する業務委託

2. 事業委託内容

(1) 業務

仕様書記載のとおり

(2) 契約上限額

本事業の実施に伴う予算額想定: 金1,300万円(消費税等含む)

*コンサルティング、普及・啓発事業に関する費用等全て含む

3. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がない者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 教育コンテンツ普及実績を有する者であること。(学校教育対象が望ましい)

4. 委託業者の選定

- (1) 提案内容、価格、実績、事業実現性を踏まえ比較検討し、日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)で審査し一社を選定する。
- (2) 業者選定後、業務委託契約書を締結する。

5. 今後のスケジュール

〈令和8年〉

4月7日(火) 募集開始

4月8日(水)～15日(水) 17時まで 質問受付

4月17日(金) 質問回答

4月24日(金) 17時必着 参加意思表明書を提出(以下、提出書類①)

5月11日(月) 17時必着 必要書類を提出(以下、提出書類②～⑤)

5月中旬 委託業者決定

6. 質問の受付等

(1) 質問の方法

電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

4月8日(水)～15日(水) 17時まで

(3) 担当部署

日本パラリンピック委員会 国際担当

E-mail: paraedu@parasports.or.jp

※電子メールでの質問の場合、件名に「令和 8 年度パラスポーツ振興事業 普及・啓発事業 パラリンピック教材の普及」と記載をお願いします。

(4) 質問の回答

質問の内容は公平性を保つため、JPC より4月17日(金)に参加各社へ情報提供を行う。

7. 提出書類

次の書類を期日までに電子メールにて提出すること。

受け付けた入札書類に対しては必ず受領確認の電子メールを返信するので、24 時間以内に返信がない場合は電話(03-5939-7021)にて国際担当あてに問い合わせること。

期限を過ぎた応募書類はいかなる理由があっても無効とする。

(1) 4月24日(金)17時必着

①参加意思表明書の提出

(2) 5月11日(月)17時必着

②見積書(任意書式)

*見積書の経費内訳書の提出

③企画提案書(任意書式)

*提案書の内容については、詳細な説明を求める場合がある

④実績書(任意書式)

⑤業務体制図(任意書式)

*業務全般を管理する責任者を配置すること。また本業務に係る各業務従事者に欠員が生じた場合、すみやかに充当すること。

(3) 提出/問合せ先

公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会 国際担当

E-mail: paraedu@parasports.or.jp

※電子メールの件名に「令和 8 年度パラスポーツ振興事業 普及・啓発事業 パラリンピック教材の普及」と記載

8. 決定方法

提案内容、価格、実績、事業実現性等を踏まえ比較検討し、JPC で審査し一社を選定する。

9. 結果通知予定日及び方法

(1) 結果通知予定日

5月中旬頃

(2) 通知の方法

電子メールにて結果を通知する。

選考経緯については公表しない。

10. 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、取引中および取引終了後のいずれの時点においても、当協会の承認を得ることなく第三者に漏洩してはならない。

11. その他

(1) 企画提案書作成にかかる経費は、提出者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案書等については、選考結果にかかわらず返却しない。
- (3) 委託業者の決定後、提案内容について協議の上、一部修正する場合がある。
- (4) 審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。
- (5) 委託業者(以下、「受託者」という。)は、JPC により別途認められた場合を除き、委託業者または委託業者の商品もしくはサービス(以下、総称して「受託者商品等」という。)が JPC の公式のものである旨、JPC により選ばれたものである旨、JPC により承認されたものである旨、JPC による保証を受けたものである旨、JPC により推奨されている旨、JPC の同意を得たものである旨、その他これに類する事実を表明してはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。
- (6) 受託者は、JPC との関係または本契約の内容及び本契約の締結の事実について、受託者または受託者商品等の広告・宣伝の目的をもって公表してはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。

業務委託説明書(仕様書)

I. 委託業務名

「令和8年度パラスポーツ振興事業 普及・啓発事業 パラリンピック教材の普及」に関する業務委託

II. 委託期間

契約開始日から令和9年3月31日まで

III. 目的

日本パラリンピック委員会(JPC)は、パラスポーツを通じて社会変革と共生社会の実現を目指すパラリンピックムーブメントを推進している。本事業では、その取り組みの一つとして、パラリンピック教育教材『I' mPOSSIBLE』日本版を活用し、パラリンピックムーブメントの普及・推進を図ることを目的とする。

IV. 『I' mPOSSIBLE(アイムポッシブル)』日本版概要

(1) 開発背景

国際パラリンピック委員会(IPC)が開発した教育プログラムである I' mPOSSIBLE は、現在では世界約40か国で使用されている。その国際版教材の内容をもとに、日本の教育現場での活用のしやすさを考慮して2017年に日本版を制作・公開した。

(2) 教材について

パラリンピックを通じて、共生社会を実現するためのヒントを学び、自ら行動につなげていく力を育むことを目的としている。初期のころは紙の教材やDVDを全国約36,000校の学校に配布したが、その後、教育現場のICT化に対応して徐々にデジタル化を進め、2023年度からは3年連続でアニメーション教材を制作し、公式サイトから活用できるようになっている。

(3) 対象学年・教材構成

- 小学生版と中学生・高校生版の2種類
- 座学:12ユニット/実技:5ユニット
- 対象年齢:6歳~18歳

(4) 開発・普及体制

当初は、JPCと日本財団パラスポーツサポートセンターがベネッセこども基金の協力で共同開発をしていた。現在はJPCが開発・普及を担当している。

※詳細は『I' mPOSSIBLE』日本版公式WEBサイトを参照ください。

<https://iam-possible.online/>

V. 委託内容

1. 普及プログラムの策定・実施

本業務は、「Ⅲ目的」に記載した通り、パラリンピック教育教材『I' mPOSSIBLE』日本版を活用し、パラリンピックムーブメントの普及・推進を図ることを前提として実施する。

具体的には、本教材による学びと国内外の主要大会等と連動した取組や、地域・学校における独自の創意工夫による取組等を組み込むこととする。これにより、パラスポーツへの関心の高まりや大会観戦者の増加にとどまらず、共生社会の実現に向けた理解促進など、相乗的な効果の創出を期待する。

なお、国庫事業の特性上、対象は全国の小学校・中学校・高校とするが、特にジャパンパラ競技大会およびアジアパラ競技大会等を重要な機会として位置づけ、以下の業務を実施するものとする。

(1) 関係機関への説明・ヒアリング・調整

学校および教育委員会に対して事業の目的や内容について説明、先方の意向を伺いながら実施に向けた調整を行う。

(2) 実施計画の策定・実施

学校の実情や地域の状況を踏まえた教材活用プランを作成し、プラン実行のための学校や教育委員会との調整、サポートを行う。

- 教員向けの研修会を実施する場合は研修内容の作成、講師手配を行う。
- 大会・体験会時等の当日においては、安全管理含めた対応を行う。

(3) 成果指標(インパクト)の測定

本事業の成果を把握するため、以下の指標等を用いて数値的な計測を行う。

- 教材実施校数
- 案内を行った対象(教育委員会、学校等)およびその数
- 『I'mPOSSIBLE』の授業実施によるアウトカム(指標については要相談)
例:パラスポーツの認知や理解の向上につながった人数

(4) アンケートの作成・実施・分析

事業効果を把握するためのアンケートを作成し、実施および結果の分析を行う。
※上記(3)3ボツ目と連動する。

(5) 広報計画の策定および実施

全国規模での事業の周知・発信のための広報プランを作成し、プレスリリースの発信や大会と連動した情報発信、必要に応じたイベントの実施等を行う。広報活動については、基本的に『I'mPOSSIBLE』日本版公式サイト、SNS等を活用すること。また、必要に応じて学校での撮影を行う場合は、事前に撮影承諾を得ること。

(6) 専門家へのヒアリングおよび調整

必要に応じて有識者・専門家へのヒアリングを行い、事業内容の検討・改善に反映すること。

(7) 報告書の作成

事業の実施内容、大会との連動による成果、課題等を整理し、次年度への改善提案も含めた報告書として取りまとめること。そこに、アンケート結果、教材活用プラン、広報制作物等を含めること。

※参考

(大会公式サイト)

ジャパンパラ競技大会 <https://www.parasports.or.jp/japanpara/>
第5回アジアパラ競技大会 <https://www.asianparagames-2026.org/>

(教材活用事例)

<https://iam-possible.online/casestudy/>

(直近の大会と連携した海外での事例)

<https://www.paralympic.org/news/Impossible-students-italy>

2. 「教師用ハンドブック第7版」の改訂

変更箇所の洗い出しの実施、その結果を踏まえて今後の更新頻度の低減を見据えた内容となるよう、JPCと協議の上、改訂を行う。

例:競技紹介ページは全て削除して、JPCが発行する「かんたんガイド」のリンク一覧に変更等

※教師用ハンドブック

https://iam-possible.online/teachingmaterials/img/handbook_print.pdf

VI. 委託費用(契約上限額)

本事業の実施に伴う予算額想定:金1,300万円(消費税等含む)。

※学校や生徒の移動等に係る費用、体験会実施、撮影費用等本プログラムに係る費用は全て委託金額に含める。

VII. 納期

報告書、ハンドブックの納期は、2027年3月初旬頃とすること。

※具体的な時期は応相談

VIII. その他

必要に応じて関係者との会議の設定・実施をすること。また会議開催時には議事録の作成も含む。
事業実施に関する予算・経費管理も業務範囲に含むこと(教材費、移動費、備品費等)。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思表明書の提出をもって誓約します。

【資料】

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。